

金融円滑化管理方針

(基本方針)

1. (1) 健全な事業を営む顧客に対して必要な資金を円滑に供給していくことは、金融機関の最も重要な役割の一つであり、適切なリスク管理態勢の下、適切かつ積極的にリスクテイクを行い、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを金融円滑化管理の基本方針とする。

(2) 中小企業者に対する信用の供与については、当該中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟にこれを行うよう努める。

(3) 事業資金の借入を有する中小企業者であって、当該債務の弁済に支障を生じており、又は生ずるおそれがあるお客さまから弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、お客さまの事業について改善又は再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、できる限り、条件の変更、旧債の借換え等負担の軽減に資する措置をとるよう努める。

(4) 住宅資金の借入を有する住宅資金借入者であって、当該債務の弁済に支障を生じており、又は生ずるおそれがあるお客さまから弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合には、お客さまの財産および収入の状況を勘案しつつ、できる限り、条件の変更、旧債の借換え等負担の軽減に資する措置をとるよう努める。

(5) 前二項の申込みに係る貸付債権を有する他の金融機関や債務を保証する信用保証協会等がいるときは、その者と緊密な連携を図るよう努める。

(基本方針の位置付け)

2. この金融円滑化管理方針は、金融円滑化管理に関する基本方針として位置付ける。信用リスク管理方針・顧客保護等管理方針等の金融円滑化管理に関する諸規程については、金融円滑化管理方針との整合性を確保するものとする。

（管理対象業務と金融円滑化管理体制）

3. （1）管理対象業務は、中小企業者・住宅資金借入者に係る与信審査、与信管理、顧客説明、中小企業者等金融円滑化法への対応、同法に基づく開示・報告とする。

（2）規程・組織体制の整備、評価改善態勢の整備を適切に行うため、金融円滑化管理責任者を設置し、具体的な態勢整備等は「金融円滑化管理規程」等に定め、金融円滑化管理の担当部門・その役割・経営陣への報告等について、その明確化を図る。

（管理能力の向上）

4. 金融円滑化に関する役職員への研修等を積極的に行い、金融円滑化管理方針の周知徹底を図るとともに、経営相談・経営指導等能力向上に努める。

お客さま相談専用フリーダイヤル

設置場所	フリーダイヤル	ご相談受付時間
コンプライアンス管理部 お客さま相談課	0120-308-770	平日（午前9時から午後5時）

